

保護者各位

清瀬市長 渋谷 金太郎

清瀬市内保育施設の臨時休園について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。

これまで、清瀬市においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆様には保育園への登園自粛をお願いしてきましたが、子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止を更に徹底するため、**本市の認可保育施設を令和2年5月11日から令和2年5月31日まで臨時休園することとしました**ので、お知らせいたします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方、ご家庭での保育が特に困難な方等については、特例的に保育を実施いたしますので、下記により手続きをお願いいたします。

お子様や保護者の皆様、そして施設の職員を新型コロナウイルス感染症から守るための取組みに、保護者の皆様には、このような緊急の事情をご理解いただき、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。今後も状況等に変更がありましたら、随時お知らせしてまいります。

記

1 臨時休園期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月31日(日)まで

※今後、緊急事態宣言の発令内容によっては、短縮または延長される可能性があります。

2 特例的に保育を実施する世帯

保護者全員が、以下に示す事由のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- (2) 高齢者施設や障害者支援施設等、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
- (3) インフラ(電力、ガスなど)運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- (4) 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- (5) その他、家庭での保育が特に困難な場合(労働以外の認定事由を含む)

3 特例的保育利用申請

特例的保育の利用を希望される方は、別紙「**特例的保育利用申請書**」を、5月11日(月)以降登園する初日までに在籍する施設に提出してください。なお、保育をご利用の際は、利用時間の短縮等にご協力ください。

※ 申請書提出後に登園希望日が変更になる場合には、在籍する施設にご連絡ください。

4 保育料及び食材料費

ご家庭での保育にご協力いただき、1日以上のご欠席があった場合及び臨時休園等の期間のご欠席については、保育料及び食材料費を日割計算いたします。詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症対策による保育料等の取扱について」(令和2年4月27日付発出)をご参照ください。

5 その他

(1) 臨時休園期間中、児童または同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は感染の疑いがある場合は、速やかに在籍園に御連絡ください。

(2) 事業所等から清瀬市からの臨時休園をした旨の通知が必要な場合には、別紙「清瀬市内保育施設の臨時休園について」をご活用ください。

(3) ご家庭での保育について

長引く自粛生活によるストレス等により、お子様の様子や保護者の方のご体調等にご不安がありましたら、下記施設までご相談ください。

① 在園している保育園等

② 子ども家庭支援センター(Tel 042-495-7701(直通)、午前9時から午後5時まで(火曜日を除く))

③ 健康推進課母子保健係(Tel 042-497-2077(直通)、午前8時30分から午後5時まで(土・日を除く))。

【問合せ先】

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

Tel 042-497-2086(直通)

特例的保育利用申請書

提出日：令和2年5月 日

保育園名：_____

保護者氏名：_____ 園児氏名：_____ (歳クラス)

(きょうだいと同園の場合は一緒に御記入ください。)

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言発令下での特例的保育の利用について、次の通り申請します。

- 1 登園が必要な理由（保護者全員が「特例的に保育を実施する世帯」に示す事由に該当することが必要です。）

保護者氏名	理由（勤務の場合は職種・会社名も記入）

- 2 登園希望日（登園希望日に丸印をお付けください。）

日	月	火	水	木	金	土
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日

※今後、緊急事態宣言の発令内容によっては、短縮または延長される可能性があります。

令和2年5月7日

関係各位

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

清瀬市内保育施設の臨時休園について

これまで、清瀬市においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆様には保育園への登園自粛をお願いしてきましたが、子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止を更に徹底するため、本市の認可保育施設を下記のとおり臨時休園することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 臨時休園期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月31日(日)まで

【問合せ先】

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

Tel 042-497-2086(直通)